

<新型コロナウイルス感染症対策> 収入が減少した方の介護保険料を減免

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少する見込みである第1号被保険者に対し、申請により介護保険料の減免を行います。

1 減免対象者及び減免額

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が次のいずれかに該当する場合に減免の対象とします。

- (1) 「死亡」又は「重篤な傷病」を負った場合は、全額減免
- (2) 事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入に限る。）の減少が見込まれ、次の要件ア・イのいずれにも該当する場合は、計算式による金額を減免

【要件】

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等による補填額の控除後）が、前年の当該事業収入等と比べて3割以上減少する見込

イ：減少見込の事業収入等に係る所得以外の前年所得合計が400万円以下

【計算式】

保険料減免額＝対象保険料額（ $A \times B / C$ ）×減免割合（D）

A：対象期間内の保険料

B：世帯の主たる生計維持者の減少見込の事業収入等に係る前年所得額

C：世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

D：減免割合

前年の合計所得金額	減免割合（D）
200万円以下	全額
200万円を超える	10分の8

※事業等の廃止・失業の場合、減免の割合（D）は「全額」を適用

2 対象期間

令和元年度及び2年度分の保険料で、令和2年2月～令和3年3月に納期限が設定されているもの（ただし、年金から特別徴収の場合は、年金支払日が基準）。

問い合わせ先 三木市健康福祉部介護保険課保険給付係
電話 0794-82-2000（内線 2356）